

# 神戸市高速鉄道駅舎清掃業務

## 入札説明書

令和6年5月1日

神戸市交通局

## 【 目 次 】

<b>第 1</b>	<b>入札説明書の定義</b>	<b>1</b>
<b>第 2</b>	<b>事業の概要</b>	<b>2</b>
1	発注者	2
2	公告	2
3	事業名称	2
4	事業目的	2
5	事業内容	2
6	事業の対象施設	2
7	事業期間	2
8	事業方式	2
9	事業の仕様等	3
<b>第 3</b>	<b>応募に関する条件</b>	<b>4</b>
1	入札参加者の全体構成	4
2	入札参加者の参加資格要件	4
3	応募に関する留意事項	6
4	選定方法及びスケジュールについて	6
5	応募手続き等	7
6	入札にあたっての留意事項	10
7	清掃実技について	11
<b>第 4</b>	<b>落札者の選定</b>	<b>12</b>
1	落札者の選定方法	12
2	審査の内容	12
3	審査項目	12
4	審査結果及び評価公表	12
5	事務局	12
<b>第 5</b>	<b>提示条件</b>	<b>13</b>
1	事業フレーム	13
2	交通局の支払いに関する事項	13
3	選定事業者の事業契約上の地位	13
4	履行義務と違反に対するペナルティ	13
<b>第 6</b>	<b>その他</b>	<b>15</b>
1	情報公開及び情報提供	15
2	入札説明書等に関する問い合わせ	15
3	補足	エラー! ブックマークが定義されていません。

## 第 1 入札説明書の定義

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、神戸市営地下鉄各駅の駅舎清掃業務（以下「本事業」という。）を実施する事業者を、総合評価一般競争入札方式により選定するにあたり、参加要件のほか、技術提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるものである。

尚、この入札説明書は、「要求水準書」「落札者決定基準」「神戸市交通局委託契約約款」「様式集」と一体のものである。（以下、この一体の書類を「入札説明書等」という。）

## 第2 事業の概要

### 1 発注者

神戸市交通事業管理者

### 2 公告

令和6年5月1日 神戸市交通公告

### 3 事業名称

神戸市高速鉄道駅舎清掃業務

### 4 事業目的

本業務は、地下鉄西神・山手線、海岸線の駅舎について、質の高い日常清掃及び定期清掃を行い、令和5年度に行った西神・山手線、海岸線各駅の特別清掃後の綺麗になった駅舎の美観を維持し、利用される全ての方々に対して気持ちよく利用していただくことを目的としている。

### 5 事業内容

選定された事業者（以下「選定事業者」という。）は、次の業務を行うものとする。

- (1) 駅舎日常清掃業務
- (2) 駅舎定期清掃業務
- (3) その他本事業実施に必要な業務

### 6 事業の対象施設

対象施設は、西神・山手線、海岸線の全駅とする。

### 7 事業期間

本事業の事業期間は、令和6年7月1日から、令和9年3月31日までとする。

### 8 事業方式

本事業は、対象となる駅における清掃業務を、2つの清掃区に分割し、それぞれの清掃区にて入札を実施する。

【西神・山手線清掃区】西神・山手線 16 駅

西神中央駅、西神南駅、伊川谷駅、学園都市駅、総合運動公園駅、名谷駅、妙法寺駅、板宿駅、新長田駅、長田駅、上沢駅、湊川公園駅、大倉山駅、県庁前駅、三宮駅、新神戸駅

【海岸線清掃区】海岸線 10 駅

新長田駅、駒ヶ林駅、苅藻駅、御崎公園駅、和田岬駅、中央市場前駅、ハーバーランド駅、みなと元町駅、旧居留地・大丸前駅、三宮・花時計前駅

9 事業の仕様等

別紙、要求水準書による。

### 第3 応募に関する条件

#### 1 入札参加者の全体構成

##### (1) 入札参加者の定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、交通局の求める事業を遂行することができる技術的能力、資力、信用及び実績を有する単独の企業とする。
- ② 入札参加者は、交通局の求める事業を遂行することができる技術的能力、資力、信用及び実績を有する共同企業体を結成して参加することも可能とする。
- ③ 入札参加者は、参加表明及び参加資格確認申請に関する提出書類（以下「参加表明書等」という。）の提出時に共同企業体の構成企業について明らかにすることとする。
- ④ 入札参加者の共同企業体の構成企業の追加及び変更は原則不可とする。ただし、交通局がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとする。

##### (2) 代表者の選定

- ① 共同企業体である入札参加者は、構成企業の中からあらかじめ代表者を定め、参加表明書等にて明らかにすること。
- ② 代表者は、入札参加手続きや落札者となった場合の契約協議等、交通局との調整・協議等における窓口役を担うものとする。なお、単独の企業及び共同企業体の構成企業が負担する責任の詳細な内容については、提案書で明らかにすること。

##### (3) その他

- ① 入札参加者の共同企業体の構成企業は、他の入札参加者の共同企業体の構成企業にはなることができないものとする。
- ② 選定された単独の企業および共同企業体は、選定後、速やかに交通局と契約締結に向けた協議を行うものとする。

#### 2 入札参加者の参加資格要件

##### (1) 入札参加者の共通参加資格要件

入札参加の単独の企業、または、共同企業体の代表者は、次の要件を満たす者とする。

- ・ 当局が行う入札説明会及び現地見学会に必ず参加すること。

入札参加の単独の企業および共同企業体の構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ① 市の指名停止処分を受けている者（参加資格確認申請書の提出日から落札者の決定までの期間）。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。

- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは代理人として使用する者。
- ④ 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑥ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者。
- ⑦ 旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。

## （2）単独の企業および共同企業体以外の企業への再委託

- ① 単独の企業および共同企業体は、業務の一部に限って、単独の企業および共同企業体以外の企業に再委託する、又は請け負わせることができるものとし、業務の全部を再委託する、又は請け負わせることができないものとする。単独の企業および共同企業体以外の企業に業務の一部を再委託し、又は請け負わせようとする場合には事前に交通局の承諾を得るものとする。
- ② 下請け施工を必要とする場合は、可能な限り神戸市内に本社を置く事業者が発注するよう、十分配慮すること。

## （3）参加表明書等の受付日以降の取扱い

参加資格を有すると認められた入札参加者の単独の企業および共同企業体が、参加表明書等の受付日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。

- ① 参加表明書等の受付日から落札者決定時までの間に、入札参加者の単独の企業および共同企業体の構成企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該構成企業を含む入札参加者は原則として失格とする。ただし、入札参加者の申し出により、交通局がやむを得ないと認め、承諾した場合に限り、参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとする。
- ② 落札者決定時から事業契約締結日までの間に、入札参加者の単独の企業およ

び共同企業体の構成企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、交通局は当該単独の企業および共同企業体の構成企業を含む入札参加者と契約を締結しないことができるものとする。ただし、入札参加者の申し出により、交通局がやむを得ないと認め、承諾した場合に限り、参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとし、交通局は変更後の入札参加者と契約を締結できるものとする。

### 3 応募に関する留意事項

#### (1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、事業提案書類等の提出をもって、入札説明書等（入札説明書の他に「要求水準書」「落札者決定基準」、「契約約款」、「様式集」を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

#### (2) 費用負担

入札の参加に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

#### (3) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、交通局は本事業の公表時及びその他交通局が必要と判断した場合には、無償で使用できることとする。また、選定事業者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

#### (4) 交通局からの提示資料の取扱い

交通局が提供する資料を応募に際しての検討以外の目的で使用することは禁止する。

#### (5) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの清掃区につき1つの提案しか行うことができない。

#### (6) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、交通局から指示する場合を除き認めない。

#### (7) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### 4 選定方法及びスケジュールについて

#### (1) 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮し

た上で、本事業に係る入札価格及び提案内容等を総合的に評価するものとし、総合評価一般競争入札方式を採用する。

## (2) 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに交通局ホームページにて公表する。交通局ホームページのアドレスは、入札説明書末に記載の「情報公開及び情報提供」を参照すること。(以下、同様とする。)

日 程	内 容
2024年5月1日(水)	入札の公告及び入札説明書等の公表
5月1日(水)～5月15日(水)	入札説明会・現地見学会参加登録
5月17日(金)	入札説明会・現地見学会
5月17日(金)～5月24日(金)	入札説明書等に関する質問等の受付
5月30日(木)予定	入札説明書等に関する質問等に対する回答
5月31日(金)～6月6日(木)	参加表明書等の受付
6月7日(金)予定	入札参加資格審査結果の通知
6月10日(月)～6月11日(火)	入札書等及び事業提案書類等の受付
6月12日(火)～6月14日(金)	清掃実技の実施
6月中旬	評価委員会・審査
6月下旬 予定	落札者の決定
6月下旬	契約締結

## 5 応募手続き等

### (1) 入札説明書等の公表

交通局は、交通局ホームページにおいて入札説明書等を公表する。なお、スケジュールや方法に変更があった場合には、速やかに交通局ホームページにて公表する。

### (2) 入札説明会・現地見学会の実施

応募しようとする事業者を対象に、入札説明と現地見学の機会を設ける。

現地見学会では、駅を説明するため必ず参加すること。

説明会・現地見学の手続き及び留意事項等は下記による。説明会・現地見学会のスケジュールや方法に変更があった場合には、速やかに交通局ホームページにて公表する。

#### ① 実施日時

入札説明会：令和6年5月17日(金) 予定 9:00～10:00

現地見学会：令和6年5月17日(金) 予定 10:00～12:00

#### ② 実施場所：説明会／現地見学会の場所は、追って連絡します。

#### ③ 参加人数：2名以内(応募を想定する1グループにつき)

- ④ 申込方法：申込時点で入札参加を予定している事業者単位で「入札説明書等説明会及び現地見学会参加申込書」（様式集 様式0-1）により電子メールで申し込むこと。5月15日（水）以降に交通局担当者より詳細を連絡する。
- ⑤ 申込期限：令和6年5月15日（水） 17時

《申込先》

- ・担当 神戸市交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課計画係
  - ・E-mail chika\_keikaku@office.city.kobe.lg.jp
  - ・メールタイトル：「神戸市高速鉄道駅舎清掃業務 入札説明会・現地見学会参加登録〇月〇日申込」
- ※必ず明記すること

⑥ 留意事項

- ・現地見学会当日は資料を配付しないため、各参加者において持参すること。
- ・見学には社員証等を提示のうえ入場すること。また、参加者の名刺を1枚持参すること。なお、参加者の外見や持ち物から事業者名が特定できないよう留意すること。
- ・駅構内及びその周辺は禁煙である。駅構内では駅ご利用のお客様、交通局職員等に支障のないよう留意すること。
- ・会場には入札説明会・現地見学会用の駐車場を設けないため、近隣駐車場もしくは公共交通機関を利用すること。
- ・本事業に関連する施設のカメラ等による撮影は可能とするが、地下鉄利用者が特定されるような撮影は行わないこと。また、撮影した写真等は本事業以外には利用しないこと。
- ・現地見学における交通局職員の説明は、駅内の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該交通局職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定し、又は許可するものではない。

（3）入札説明書等に関する質問の受付、質問及び回答の公表

入札説明書等に記載の内容に関して、質問を下記により受け付ける。

- ① 受付期間：令和6年5月17日（金）～令和6年5月24日（金） 17時
- ② 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」（様式集 様式1-1）により電子メールで提出すること。
- ③ 回答方法：令和6年5月30日（木）までに電子メールで回答する。

《受付先》

- ・担当 神戸市交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課計画係
  - ・E-mail chika\_keikaku@office.city.kobe.lg.jp
  - ・メールタイトル：「神戸市高速鉄道駅舎清掃業務 質問書」
- ※必ず明記すること

#### (4) 入札参加表明書等の受付

本事業への入札参加希望者は、入札参加表明書の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について交通局の確認を受けなければならない。なお、提出する書類の詳細は様式集を確認すること。

- ① 受付期間：令和6年5月31日(金)～令和6年6月6日(木) 17時
- ② 提出方法：持参または郵送により提出すること。

但し、郵送の場合は、配達証明等記録を残すこと。

##### 《提出先》

- ・担当 神戸市交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課計画係
  - ・住所 〒651-0855 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 (御崎Uビル3階)
  - ・電話 078-984-0162
  - ・表に「神戸市高速鉄道駅舎清掃業務 入札参加」
- ※必ず朱書きすること

#### (5) 資格確認通知書の発送

交通局は、資格審査（第一次審査）として、参加資格確認基準日（参加資格確認通知日）をもって、入札参加希望者から提出された資格確認申請書類により参加資格の有無について確認を行う。

交通局は、資格審査を行った結果を入札参加希望者に通知する。なお、資格審査の結果、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から7日以内に、交通局に対してその理由について書面により説明を求めることができる。交通局は、説明を求めた者に対し、原則として申立期限の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

#### (6) 入札書等及び事業提案書類等の受付

入札参加者は、「入札書」及び「入札金額内訳書」等（以下「入札書等」という。）を除く事業実施に関する提案書及びその他関連書類等（以下「事業提案書類等」という。）を次の要領により交通局に提出する。また、入札書等については、入札価格の確認時に持参する。入札書等及び事業提案書類等の作成方法については、様式集に従うこと。

入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書類等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別のヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書類等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

##### ① 事業提案書類等の提出方法

- ア 受付期間：令和6年6月10日(月)～令和6年6月11日(火) 15時

イ 提出方法：持参または郵送により提出すること。

但し、郵送の場合は、配達証明等記録を残すこと。

《提出先》

- ・担当 神戸市交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課計画係
  - ・住所 〒651-0855 神戸市兵庫区御崎町 1-2-1 (御崎Uビル3階)
  - ・電話 078-984-0162
  - ・表に「神戸市高速鉄道駅舎清掃業務 事業提案書在中」
- ※必ず朱書きすること

② 入札価格の確認

入札書の入札価格の確認は、以下の確認日時に、原則として、入札参加者又はその代理人の立会の上、行うものとする。なお、当該入札では、入札参加者の入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とする。この際に、入札価格の確認の場で入札参加者の入札価格の公表は行わない。

ア 確認日時：令和6年6月11日(火) 15時

イ 確認場所：神戸市交通局 御崎Uビル3階会議室

ウ 持参書類：入札書等（様式集 様式4-1、2、3）

6 入札にあたっての留意事項

(1) 一般的注意事項

- ① 入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。
- ② 入札金額の積算にあたっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。
- ③ 入札書等（様式集 様式4-1、4-2）は、封筒に入れ密封し、入札価格の確認場所に持参すること。
- ④ 応募には身分を証明できるものを携帯の上、代表企業のみが参加すること。なお、代理人の場合には、「委任状（代理人）」（様式集 様式4-3）を併せて持参すること。
- ⑤ 応募にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反する行為を行ってはならない。なお後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることとする。

(2) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札参加表明書等提出後、入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成企業を抱える入札参加者が行った入札
- ② 入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ③ 参加資格のない者又は資格確認通知書を受理しなかった者の入札

- ④ 委任状が提出されていない代理人の入札
- ⑤ 2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ⑥ 入札者が他の入札参加者の代理をした入札
- ⑦ 入札者が談合した入札
- ⑧ 記名押印を欠いた入札
- ⑨ 入札金額を訂正した入札
- ⑩ 入札金額又は事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- ⑪ 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ⑫ 電送及び電話による入札
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

### (3) 予定価格

予定価格は次のとおりとする。交通局の算定根拠は公表しない。

西神・山手線清掃区

233,750千円(税抜)

海岸線清掃区

110,000千円(税抜)

### (4) 入札辞退に関する提出書類

参加資格の確認を受けた者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届」(様式集 様式3-5)を提出すること。提出方法、提出先は入札参加表明時に同じ。

### (5) 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

## 7 清掃実技について

履行品質を審査するため、清掃実技を実施する。

清掃実技の内容は、概ね規定時間内での床の清掃とするが、実施場所、範囲等の詳細は、現地説明会の時に明らかにする。

## 第4 落札者の選定

### 1 落札者の選定方法

本事業は、入札手続において事業提案書類等の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式の案件である。

なお、本事業は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定若しくは包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の適用を受ける調達である。

### 2 審査の内容

資格審査合格者より提出された入札書等及び事業提案書類等について、評価委員会により落札者決定基準に基づき審査を行い、落札者を選定する。

### 3 審査項目

審査項目は、落札者決定基準を参照すること。

### 4 審査結果及び評価公表

交通局は、選定の結果について落札者の決定後に落札者及び審査結果等を、交通局ホームページを通じて公表する。

#### (1) 落札者の公表

交通局が落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該参加者の合否を書面にて通知するとともに、審査の結果は交通局ホームページを通じて公表する。

#### (2) 落札者の決定の無効

神戸市交通局契約規程第12条に定めるもののほか、入札参加資格確認申請書兼誓約書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札者として選定された場合には、無効とする。

#### (3) 審査結果の公表

落札者決定後に審査結果（全審査項目に関する定量評価点及び定性評価点）を公表する。

## 5 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

神戸市交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課計画係

- ・住所 〒652-0855 神戸市兵庫区御崎町1-2-1（御崎Uビル3階）
- ・電話 078-984-0162
- ・E-mail chika\_keikaku@office.city.kobe.lg.jp

## 第5 提示条件

### 1 事業フレーム

#### (1) 事業の遂行

入札説明書等、事業提案書類等その他、交通局と選定事業者で合意した内容の業務を確実に行うこと。

#### (2) 協議事項

##### ① 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

##### ② 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、交通局はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

### 2 交通局の支払いに関する事項

#### (1) 支払いについて

交通局は、本事業に係る対価について、本事業の契約に基づき、選定事業者に支払う。なお支払方法については、業務全体の完了検査合格後、正規の請求書を受理して30日以内に支払う。

#### (2) 価格の改定について

##### ①物価変動に基づく改定

事業期間内における物価変動や公共工事労務単価等の変動に伴うサービス対価の改定は行わない。

##### ②消費税法変更に基づく改定

消費税法が変更された場合、改正日以降のサービス対価は、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

### 3 選定事業者の事業契約上の地位

交通局の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

### 4 履行義務と違反に対するペナルティ

#### (1) 履行義務について

総合評価においては、評価の対象となる技術提案等は落札者決定の要素の一つであり、競争入札の公平性を確保するため、原則として選定事業者の提案した技術提案は評価された内容だけでなく、全ての内容が履行義務となる。ただし、交通局が適切でないと認めた項目については、この限りではない。

## (2) 履行義務違反に対するペナルティ

履行義務となる項目については、履行状況の検査を行う。この場合において当該項目が不履行である時、選定事業者は交通局に書面により不履行となった理由を提出することとする。

不履行の理由が選定事業者の責によると認められるときは、神戸市交通局委託契約約款に定めるもののほか、下記のペナルティを与える。

(違反項目)

- ・技術提案内容を交通局の承諾を受けずに実施しなかった場合

(ペナルティ)

- ・神戸市指名停止基準要綱に定める期間の指名停止

## 第6 その他

### 1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、交通局ホームページにおいて公表する。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a80062/kurashi/access/kotsukyoku/subway/news/2024/20240501/2024osirase.html>

### 2 入札説明書等に関する問い合わせ

問い合わせは次の連絡先へのみ行うこととし、地下鉄駅等へ直接問い合わせないこと。

- |         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| ・担当     | 神戸市交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課計画係             |
| ・住所     | 〒652-0855 神戸市兵庫区御崎町 1-2-1 (御崎Uビル3階)  |
| ・電話     | 078-984-0162                         |
| ・E-mail | chika_keikaku@office.city.kobe.lg.jp |